

文化審議会第 16 期文化政策部会（第 1 回）

平成 30 年 7 月 9 日

【三輪企画調整官】 今日はペーパーレスでの開催を試行しておりますので、この後確認しますが、もしタブレット端末に PDF ファイル等の漏れがある場合は遠慮なくお近くの事務局までお声掛けください。

それから、今回は文化庁の京都移転を見据えた試行ということでこのメイン会場と向かって左側のテレビが傍聴会場、向かって右側が京都の創生本部と、3 者をテレビ会議システムで接続しております。一瞬傍聴者がいないかのように錯覚しますが、傍聴者は別室におりますので、そのように御理解いただけたらと思います。

それでは、本日は、第 1 回政策部会となりますので、部会長と部会長代理を御選出いただく必要がございます。傍聴席にいらっしゃる方は御退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

※ 部会長に河島委員、部会長代理に吉本委員が選ばれた。

(傍聴者入室)

【河島部会長】 今期文化政策部会の部会長となりました河島でございます。部会長代理は吉本委員にお願いすることになりました。それでは、開会に当たり、部会長として一言御挨拶申し上げたいと思います。

文化審議会の総会のときにも私は同じことを申し上げる機会があったのですが、文化政策が今とてもチャンスの時期だと思っておりまして、長官の御尽力もあって予算も増えましたし、今までなく文化政策というものの存在感が増してきておりまして、特に自分がいる京都では文化庁の移転ということもありまして、文化庁という名前を聞いたり文化政策という言葉を一般の人たちが聞くようになる初めての機会ではないかと思っております。

そういう存在感を増している文化政策ということであれば、その中身というものを一層充実させていく大事な時期に差し掛かっていることは言うまでもありません。昨年度は基本計画の策定ということで 21 回ほど総会や文化政策部会、様々なワーキング・グループと、更にそのサブグループも作り、大変たくさんの方の議論の機会を設け、また芸術団体、文化関係者からも多々ヒアリングをさせてもらい様々な話を聞く機会を設けました。本日たまたま狭い部屋でとても密な感じで、これはこれでいいかと思います。今まででは広い部屋だったのですが、去年のワーキング・グループも四、五人で密にやったり、京都と東京で

やったりといった機会もありまして、それはそれで非常によかったと参加した人たちは思っておりましたので、今後この審議会の進め方についても、今日はタブレット導入、それから中継も導入ということで、新しい試みもやっていただけるようなので、事務局の方にもそういった意味では運営にも期待をしております。

ここ数日の大豪雨で東京の方では特に何もなかったかと思いますが、本当に心の痛むような悲惨な状況に西日本はなっております。東日本大震災の後にもこの文化政策部会でヒアリングをしたり話し合いをして、文化政策として何ができるのか、文化財の保護と修復、それから文化によってどういった今後のまちづくりをしていくか、復興していくかと活発な議論があったかと思います。また、繰り返しかと思いますが、そういったことも視野に入れながら、今期は昨年度策定した基本計画の推進に向けて様々な議論を行えることができるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、宮田長官から御挨拶を頂きます。

【宮田文化庁長官】 ありがとうございます。

傍聴者の方、いかがですか、大丈夫ですか。皆さんの方によってこの政策部会が大きく世の中に発信されるということの一翼を担っているので、よろしくお願ひいたします。

それでは、第1回でございますが、政策部会、昨年に引き続きの方、そして同時に新たな先生方、本当にありがとうございます。この6月で文化庁ができてちょうど50年。9月までにはこれから50年、今までの50年、その両方を考えた新たな施策をしていきたいと思っておりますので、そのためには文化庁は当然のことながらこの政策部会の先生方の御意見というものを大いに参考にしながら一歩一歩前進していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

50年といいますと、少し調べてもらったら『少年ジャンプ』も50年なんですね。それからおやつは「カール」、これまた50年。ちょうどいい節目になっているのかという気がいたしております。『少年ジャンプ』はメディア芸術、「カール」は食文化というようなことで、文化庁の仕事というのは多岐にわたっていますが、何が大事かというと人々の喜び、そういうものをどう持っていくかに尽きるのかと思っておりますので、是非とも先生方のお知恵、お沙汰、それから厳しい御判断、すべてを含めてお願いしたいと思っております。今後の文化庁に対して忌憚（きたん）のない意見を一つよろしくお願ひしたいと思います。

私、この後また所用がございましてここで中座させてもらいますが、全ての先生方に委ねたいと思っております。

それで、今日私が自慢すべきことは、文化庁の職員の皆さん、非常に優秀です。あらゆることに対して答えをきっちり出してくださいますので、タッグをしっかりと組んでやつていただけたら有り難いと思っておりますので、皆さんも一つよろしくお願ひいたします。

では、ここで中座させてもらいます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

それでは、宮田長官、退席されます。

(長官退室)

【河島部会長】 それでは、本日は今期最初の部会となりますので、本審議会の概要と運営上の規則、それから文化庁が今期この部会や我々委員にどのような役割を求めているのかといったことについて、確認したいと思います。これらの点について事務局より説明をお願いいたします。

【三輪企画調整官】 事務局より資料に基づきまして簡単に御説明させていただきます。資料1、文化審議会組織図を御覧ください。念のため申し上げますと、当文化政策部会はこの図にありますように文化審議会の中に置かれておりまして、本来文化審議会には国語分科会、著作権分科会、文化財分科会、文化功労者選考分科会と四つの分科会がございますが、それとは別によりアドホックに機動的な議論をするための場として部会というものを置くことができるようになっております。そのうちの一つが本日開催させていただいております文化政策部会でございまして、文化政策部会というのは法令上は文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項を調査審議するということで、あらゆることを文化に関して自由度を高く議論をすることができる部会として位置付けられております。

資料をおめくりいただきまして、2ページがいわゆる親会に当たります文化審議会総会の名簿で、3ページ目に行きますと、その文化審議会で決定されました本文化政策部会を設置する決定の紙でございます。4ページ目が先ほど御覧いただきました本文化政策部会の委員名簿となります。ここまでよろしいでしょうか。

5ページ目以降は法令ですので参考でございますが、政令等に基づきまして文化審議会及び本政策部会が設置されているということになります。

最後のページになりますが、文化審議会文化政策部会の会議の公開についてという決定がございまして、結論から申しますと、本日のように政策部会は人事案件等の一部を除き公開しておりますので、その前提で御出席いただければと思っております。先ほど部会長からもございましたように、この政策部会、今期一体どういう役割が求められているか先生方も御関心が高いと思いますが、先ほど申し上げましたように、この政策部会は言うなれば文化審議会の中で一番自由度が高く、文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について全般的に審議する場として位置付けられております。昨年度までは長官の挨拶にもございましたが、文化芸術推進基本計画というものを策定するというミッションがあったわけでございますが、それが今年3月に決定されまして、今後はその計画のフォローアップやそれ以外の新たな文化政策とはどうあるべきかといった議論が中心になってまいります。近年のキーワードとしましては、従来の文化振興にとどまっていてはいけない、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業といった関係府省庁との連携も強化しながら、幅広く文化政策を推進していく。そのために、一体どうすることを行うべきかということで、この後事務局から今までの代表的な文化政策の動きにつきましては資料に基づきまして御説明させていただきますが、もちろんそれに関連することでも構いませんし、全然それとは関係ないが、こういうことを考えたらどうだろうという意見も含め

て御自由に積極的にお示しいただければ幸いでございます。以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

ただいまの御説明内容について委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。よろしいでしようか。

今御説明がありましたように、この部会、特定の専門事項というよりは、幅広く文化政策全般についてかなり自由度が高く、しかも今年は大ミッションというのが正直言ってありませんので、逆に時間をかけて今だからこそ話し合えることというのも議題として今後取り上げていくことができるかと思います。後ほどお一人ずつ自己紹介していただく際にもよろしければその点にも触れていただきたい、こういうことを今後文化政策部会として話し合うべきではないかといった御提案も受け付けたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題の3番目としまして、今期の部会での議論を始めるに当たって、その前提となる文化行政の全体的な状況等に関する情報共有ということで、事務局から最近の文化政策の状況について順次資料に基づき説明していただきたいと思います。少し時間がかかるかと思いますが、今後の議論に関する基礎的な材料の提供ということで、よろしくお願ひいたします。

今期の国会において文化庁関連の法律が5本成立したと伺っております。最初にその内容について、事務局よりお願ひいたします。初めに、文部科学省設置法の一部を改正する法律から、よろしくお願ひいたします。

【三輪企画調整官】 それでは、資料2-1、文部科学省設置法の一部を改正する法律の概要という一枚紙がございます。先ほど部会長からもございましたように、今国会で文化庁関連の法律が多数成立しております、そのうちの一つとして御紹介させていただきます。

本法案は、一言で言いますと文化庁の機能強化を図る法案でございまして、新・文化庁にふさわしい組織改革・機能強化を図るため、もろもろの規定を整備するものでございます。

大きくポイントは3点ございまして、それが中ほどの「概要」と書かれているところの1ポツ、2ポツ、3ポツ部分でございます。まず、1ポツ、これが一番概念的で、かつかなり技術的なものなので恐縮ですが、いわゆるこれまで文部科学省及び文化庁の任務というものは法律上「文化の振興」というように書かれていたわけですが、これをより広く「文化の振興」も含めた「文化に関する施策の総合的な推進」に改めました。また、その所掌事務、「その」というのは文部科学省及び文化庁の所掌事務に、文化に関する基本的な政策の企画・立案・推進、それから文化に関する関係行政機関の事務の調整という2号を新たに追加しまして、端的には文化庁がいわゆる我が国の文化行政の取りまとめ役になるというところを法律上明記いたしました。少々ここは難しいところで、では今までやってなかつたのかと言われると、今まで事実上取り組んでいたところはあるわけですが、これを正式

に文科省及び文化庁の職務として明確に規定するというところが眼目でございまして、文化庁が我が国の文化行政の取りまとめ役を担っていくことを明示的に示したところがポイントになります。

2 ポツ、3 ポツはより技術的なものでございますが、まず 2 ポツですが、芸術に関する教育に関する事務を、今まで文部科学省の初等中等教育局教育課程課が担当しておりましたが、これを一部文化庁に移管するということでございます。御存じの先生もいらっしゃるかもしれません、今、体育と保健教育に関してはスポーツ庁が所管しております、それと同様に芸術、典型的には、音楽、図画工作、美術といった教科の関連の事務に関して、文化庁が関わっていくということを法律上規定いたしました。これまでともすれば文化庁はいわゆるトップレベルの芸術家の育成にはタッチしておりましたが、学校教育段階における全般的な人材育成にはあまり関わっておりませんでしたので、文化庁の知見をしっかりと学校教育に生かすことができるよう、このような改正を行ったところでございます。

3 ポツ、これもかなりテクニカルで恐縮ですが、博物館でございます。実はこれまで博物館そのものというのは文部科学省本省のセクションが担当しておりましたが、博物館の中で一番多数を占めます美術館と歴史博物館は文化施設でもあるということで文化庁が所管する、つまり、博物館の所管部署が二元体制になっている状態が続いておりました。これが非常に様々な課題もあるということで、博物館を全部文化庁に一括して移管する。動物園や水族館も含めですが、社会教育施設としての博物館を全て一括して文化庁が所管するように整理することによって、行政の効率化と博物館全体の更なる振興を図ることをポイントしております。文化に関する取りまとめ役を担うということ、そして芸術教育と博物館行政を文化庁に移管するということを大きな内容としましたのが設置法の改正でございます。説明は以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございました。文部科学省設置法の一部を改正する法律ということで、地味なタイトルの法律ではありますが、文化庁の事務の所掌範囲が非常に広がったということで、大事なものだったと思います。

それでは次に、著作権法の一部を改正する法律について、御報告願います。

【水田著作権課長】 資料 2-2 を御覧いただけますでしょうか。著作権法の一部を改正する法律の概要でございます。こちらの法律は 5 月 18 日に成立しまして 5 月 25 日に交付をされております。

この法律の概要ですが、情報通信技術の進展等に対応しまして、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直しました。これは権利者の保護の観点にも立ちながら見直しをして、著作物の利用を円滑に行えるようにするとともに、「盲人、視覚障害者、他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」という名前の条約があるのですが、今国会でこの条約も承認されておりまして、この実施に伴う規定の整備を行うものでございます。

改正の概要のところに①から④まで大きく4点の改正を行っております。1点目でございますが、情報通信技術の進展に伴いまして、将来新たな著作物の利用方法が生まれた場合にも柔軟に対応できるように、著作物を単なるデータとしてビックデータの分析対象として用いる場合のコンピュータの中での複製など、著作物の市場に悪影響を及ぼさない場合の利用について包括的な規定を設けまして、著作権者の許諾なく行えることとするものであります。

それから、2点目ですが、学校の授業においてこれまで著作物を紙でコピーして配布をすることは著作権者の許諾なく行えることとしておりましたが、教育の情報化に対応して、例えば予習・復習用にインターネットで著作物を生徒のタブレットに送信するなどといったこともワンストップの補償金を権利者に支払っていただくことによって、許諾なく行えるようにするものでございます。

それから、3点目としまして、これまで視覚障害者等のために本をオーディオブック等にする行為は著作権者の許諾なく行えることとしておりましたが、先ほど申し上げましたマラケシュ条約に対応するために、視覚障害者に限らず例えば肢体不自由で書籍を持てない方のためなどにも同じように許諾なく行えるようにしています。

4点目ですが、これまで美術館等におきまして紙のパンフレットに展示作品を載せるために絵画とか写真などを複製することは著作権者の許諾なく行えることとしておりましたが、タブレット端末等でも同様に館内で展示中の美術作品などを許諾なく掲載して行えるようになるなど、アーカイブの利活用促進に関する必要な措置を講ずることとしております。一番下のポツにもございますように、更に国立国会図書館の絶版等資料の送信サービスが現在国内の公立図書館や大学等向けに行われているわけですが、これを外国の図書館へも行えるようにするといった改正事項も含んでおります。

最後に、一番下の施行日ですが、①、②、④の事項につきましては来年1月1日、それから②の学校教育に関する部分につきましては、保証金の様々な制度を作っていくことがございますので、3年を超えない範囲内の政令で定める日としているところでございます。以上が本法案の概要でございます。

【河島部会長】 ありがとうございました。

次に、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について、御報告をお願いいたします。

【植木文化戦略官】 資料2-3を御覧いただけますでしょうか。文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要でございます。「趣旨」のところを御覧いただきますと、近年の過疎化あるいは少子・高齢化などを背景にいたしまして、文化財の滅失あるいは散逸等の防止が喫緊の課題でございます。指定されていない未指定の文化財を含めた文化財をまちづくりに生かしながら、地域社会総がかりで継承に取り組んでいくことが必要となっております。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方の文化財保護行政の推進力の強化を図るための改正でござい

ます。

中身は非常に大部にわたりますが、概要の中で整理しておりますように、大きく対象とする法律は2本。1本が1ポツにありますように、文化財保護法の一部改正。2本目が地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の改正でございます。

主に1ポツ、文化財保護法の一部改正については、(1)から(4)まで大きく四つの柱の改正事項となっております。一つ目、地域における文化財の総合的な保存・活用ということで、まず、都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できることといたしました。二つ目、市町村は、この都道府県が大綱を策定している場合には、この大綱を勘案いたしまして、文化財の保存・活用に関する総合的な計画、法令上は文化財保存活用地域計画というものでございますが、これを作成し、こちらは国の認定を申請できることにしております。

この計画作成等に当たりましては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できることとしております。この場合、国の認定を申請できるとありますが、認定された場合による効果が、破線の中に書いてありますように二つございます。一つは、国の登録文化財、これは現在国の方で調査をいたしまして、適宜登録をすることにしておりますが、地域計画を策定するに当たって明確になった文化財の位置付けを、国の登録文化財とすべき物件として提案できる、つまり地域計画を策定する市町村の側から国に対してこれを登録文化財とすべきではないかと提案することができるということが一点。もう一点は、現状変更等の許可など、現在文化庁長官の権限の一部について、都道府県、それから市に対して移譲をしておりますが、地域計画を認定された認定市町村でも行うことを可能といたしまして、認定計画の円滑な実施を促進するものでございます。また市町村は、その地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等について、文化財保存活用支援団体として指定できることとしております。

次に、大きな二つ目です。個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直しでございます。①国指定等の文化財の所有者あるいはその管理団体につきましては、個別の保存活用計画を作成し、これも国の認定を申請できることといたします。この場合、認定を受けた場合の効果につきましては、破線の中になりますように二つございます。一つ目は、通常、国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要ですが、この計画に記載された行為につきましては、その許可を事後の届出とするなど手続の弾力化を図ります。もう一つは、これは美術工芸品に限ることではございますが、当該美術工芸品に係る相続税の納税を一部猶予することとします。これは括弧にありますように、個別の保存活用計画の認定を受けた上で、美術館等にその文化財を寄託・公開した場合の特例となります。また②所有者に代わって文化財を保存・活用する管理責任者制度というものがございますが、現在この選任の要件が特別な事情があるときと非常に限定された要件になっております。こちらを「適切な管理のために必要があるとき」という形に弾力化、緩和をいたしまして、所有者だけでは十分な保護が難しい場合、例えば高齢者等である場合などは、

こういった管理責任者という制度を柔軟に活用できるようにしております。

(3) でございます。地方における文化財保護行政に係る制度の見直しということで、①下記 2 ポツとございますので、先に一番下を御説明申し上げますと、2 ポツで地教行法の一部改正とございますが、地方公共団体における文化財保護の事務につきましては、現在、教育委員会の専管とされておるところでございますが、今後は条例でそれぞれが定めるところによって地方公共団体の長、首長の方で担当できるようにしております。これを受けまして、先ほどの(3)の①に戻っていただきますと、それによって地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合に、その団体には地方文化財保護審議会を必置とすることとしております。これはやはり文化財保護行政につきましては専門的・技術的判断の確保等が求められることから、その専門性を担保するための地方文化財保護審議会を必置とする要件を付けさせていただいております。

②でございます。文化材の巡視あるいは所有者への助言等を行う文化財保護指導委員という制度がございますが、現在都道府県のみに置くことができるとしておりますので、これを市町村にも置くことができるよう拡大をいたします。

最後、(4) でございます。罰則の見直しです。重要文化財等の損壊あるいは毀棄(きき)等に係る罰金等につきまして、例えば 30 万円を 100 万円、20 万円を 50 万円とするなどの引上げを行っているところでございます。

以上が改正の概要でございますが、去る 6 月 1 日に国会において可決成立をいたしまして、来年平成 31 年 4 月 1 日から施行することを予定しております。以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。少し詳細にわたり理解しづらいところもあるかと思いますが、趣旨を読んでいただくことが何よりで、まちづくりに文化財を生かしていく、計画的に保存・活用していくという趣旨のための法律改正だと理解しております。

それでは、次に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律について、御報告をお願いいたします。

【江崎芸術文化課長】 本年の通常国会におきまして、先ほど御紹介ありました障害者による文化芸術活動の推進に関する法律と、それから国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律、いずれも議員立法であります。これが成立いたしまして、今年の 6 月 13 日に公布・施行されております。資料 2-4 と 2-5 の二つでございます。

まず、資料 2-4 の方でございますが、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律につきましては、第 7 条の規定に基づきまして、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画を定めることができます。この基本計画の中では、第 9 条、第 10 条にありますような文化芸術の鑑賞・創造機会の拡大、あるいは第 11 条にありますような文化芸術の作品等の発表の機会の確保、第 12 条、第 14 条にありますような、芸術上価値が高い作品等の評価、販売等に係る支援、それから第 16 条にある相談体制の整備、こういったこと等について盛り込むこととされております。

それから、資料 2-5 の国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律につきましても、

基本的に形が同じようなものでございまして、第 7 条に基づきまして国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画を定めることとなっております。この計画につきましては、やはり同じように様々なことが書かれておりまして、それを盛り込むことになっております。例えば第 8 条にありますような大規模祭典の継続的かつ安定的な実施に必要な体制の整備とか、あるいは企画等に関する専門的なサポート体制の整備、又は海外も含めた国際文化交流の祭典に関する実施の情報の収集、あるいはボランティア活動への参加の促進、このようなことを定めることとなっております。

昨年全会一致で成立しました文化芸術基本法におきましても、この国際交流等の推進や障害者等の文化芸術活動の充実、また本年 3 月に閣議決定された文化芸術推進基本計画、この中でもこのような国際文化交流や、あるいは文化芸術の社会的・経済的価値の醸成を図るといったことについて記載されております。この度成立しましたこの二つの法律を受けて、文化庁といたしましては更なる具体的な推進方策について検討してまいりたいと考えております。文化芸術基本法が一つの基本法ですので、それに対する特別法がこの 2 本だと考へてもよろしいのかと思います。

なお、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律につきましては、法第 20 条第 1 項の規定に基づきまして、関係省庁から成る障害者文化芸術活動推進会議を立ち上げることとなっておりますし、また、同 2 項に基づきまして、学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議、こういったものも設置することが規定されておりますので、これらの会議等におきましても幅広く関係者から御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

また、国際文化交流の祭典の方につきましても、関係省庁から成る国際文化交流の祭典推進会議を設けることが定められております。これも同様に関係者から意見を伺いながら検討していきたいと思います。

なお、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画につきましては、閣議決定をするということが定められております。いずれの計画におきましても、検討のスケジュールといたしましては、年度内の策定も視野に入れつつ議論を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございました。

続いて、政府重要方針における文化関係の記述について、御報告願います。

【三輪企画調整官】 それでは、資料 2-6, 2-7, 2-8 に基づきまして、政府の重要方針における文化関係の記述について御紹介させていただきます。これは紹介ベースでございますが、このシーズン、政府におきまして予算の編成等に向けた様々な公文書を決定しております。その中に文化に関する記述も適宜盛り込まれておりますので、それを御紹介するということでございます。

まず、資料 2-6 はいわゆる骨太の方針と言われる有名な文書でございまして、その中にも幾つか書かれておりますが、一番大所としましては、スクロールしていただいて 3 ペー

ジを表示していただきますと、中ほどに③「文化芸術立国の実現」と書かれたパラグラフがあることが確認できると思いますが、基本的にはここにほぼ全て文化に関する記述は盛り込まれておりますし、こういった記述に基づきまして来年度の概算要求等に向けた作業を進めていくことになります。

次に資料2-7の未来投資戦略、これは最近策定するようになってきました別の政府文書でございまして、文字制限のある骨太の方針よりもかなりページ数を割いて文化に関する記述がなされております。広過ぎるのでアンダーラインは引いておりませんが、今御覧いただいているような内容が適宜盛り込まれておりますし、具体的には2ページ目の後半、ローマ数字のⅢですね、文化芸術資源を活用した経済活性化というところからの数ページにわたって、大体読もうと思ったら全部読み得るような形で幅広く盛り込まれております。

最後に資料2-8、まち・ひと・しごと創生基本方針、これも別のセクションが策定している閣議決定文書でして、ここが主に関わってくるのが画面に映っております向かって右側の京都の方、要するに文化庁の京都移転に向けた方針等が書かれているのもこちらの文書になりますが、その中にも文化庁に関する記述が適宜盛り込まれておりますし、一応御紹介しますと、資料2-8の1ページですが、下の方には中央省庁の地方移転について、文化庁については向かって画面右側の地域文化創生本部をもう既に京都に設置しておるところでございますが、先ほど御紹介しました文科省の設置法の改正等も踏まえて今後も全面的な京都移転に向けた取組を着実に進めていくといったことが記載されております。雑駁（ざっぱく）ですが、以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

続いて、日本博について、御報告をお願いいたします。

【三輪企画調整官】 資料2-9に基づきまして御説明させていただきます。

一部報道されましたので御存じの先生方もいらっしゃるかもしれません、官邸におきまして俳優の津川雅彦氏を座長とします「『日本の美』総合プロジェクト懇談会」という会議が定期的に開かれておりまして、こちらで日本の文化の魅力や価値観といったものを世界的に発信していくための方策について適宜議論が進められております。先月の6月22日に開催されました同懇談会におきまして、今まで実は2018年にフランスで、それから2019年にアメリカ等におきまして大規模な文化イベントをやることまでは決まっておったのですが、2020年に何をやるかが実は決まってなかったところ、先月の6月に開かれました懇談会におきまして、では2020年はオリンピック・パラリンピック競技大会の年でもありますし日本でやってはどうかと話がまとまりまして、安倍総理から文部科学省、文化庁に対しまして準備を進めるよう指示がなされたところでございます。これを受けまして、下の関連スケジュールにありますような2018年フランス、2019年アメリカ等、そして2020年が日本という流れが今形成されつつあるということで、まだ先月指示が出たばかりですので、具体的な検討等はこれからという段階でございますが、オリンピック・パラリンピック競技大会の年に大規模な文化イベントを開催すべくもろもろの調整がスタートしたこと

をこの場で御紹介させていただきます。以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。今、三輪さんから御説明いただいた内容につきましては、大体文化庁にとっては追い風と解釈してよろしいのでしょうか。

【三輪企画調整官】 はい。

【河島部会長】 ほぼ内閣府全てでしょうか、内閣府の方で作っている会議体の文章でよろしいでしょうか。

【三輪企画調整官】 資料2-6, 2-7, 2-8は全て内閣府というか官房、政府全体の文章でございます。

【河島部会長】 分かりました。そういう動きがあるということで、文化庁にとって、文化政策にとって追い風でもありますが、逆に振り回されないようにこちらとしてもしっかり地に足の着いた文化芸術推進基本計画の推進が大事な時期かと思っております。

それでは、続きまして議題の4に移りたいと思います。本年3月に閣議決定されました文化芸術推進基本計画について説明していただきます。その後、本日は御出席の委員の皆様から自己紹介及び御意見を頂ければと思います。お一人当たり四、五分時間が取れるかと思っておりますので、少し考えておいてください。

それでは、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

【三輪企画調整官】 それでは、文化芸術推進基本計画につきまして、御説明いたします。先ほど御挨拶の中でも一部触れられておりましたが、本年の3月に新しく制定されました文化芸術基本法に基づく最初の閣議決定として、こちらの文化芸術推進基本計画が決定されました。資料は参考資料1を御覧いただければと思いますが、向こう5年間を見通した文化政策につきまして、網羅的に文章として策定したものでございまして、現物は先生方のお机にも冊子の形でお配りしております。計画に関して概要をまとめたものが今御覧いただいている参考資料1でございます。

やはり一番のポイントは、向こう5年間にやるべき文化政策を明示的に示したこと、それから大きなポイントとしまして、御覧いただいている参考資料1の2ページ目を御覧いただくと分かりやすいのですが、ほかの省庁の施策も含めて網羅的に記載していることでございます。要するに文化に関する計画なのですが、内閣府や外務省や観光庁、厚生労働省、農林水産省といった他省庁の関連施策も含めて一覧性を高めて策定したところが大きなポイントでございまして、先ほどありましたように、昨年度まではこの計画をどうするかという議論を政策部会等におきましても徹底して行っていただいたところであります。

では、今後この計画が無事策定されたということで、この計画のフォローアップが大きなテーマとなってくるわけでございますが、そのことを御紹介いたします。

今度は資料3に戻っていただきまして、先ほど申し上げましたように、ではこの計画は策定されましたので、今後どういったフェーズになるかというと、向こう5年間をかけてフォローアップしていくことになります。この計画の中には、今資料3で御覧いただいて

いるような指標を記載しております、こういった指標を基にそれぞれの計画に書かれている戦略がどのくらい達成されているかを見ていこうということが書かれております。基本的にこれらは全て数値で取れるように設定はされておりますが、今後こういった計画をフォローアップしていくに当たって、この指標を見るときにはこういうところに注意した方が良いであるとか、究極的にはここにはないがこういう指標も参考として見ていいのではないかといった御意見を、今後委員の先生方から聞か（かったつ）に頂ければというのがポイントとなってございます。これは3月に策定されたばかりの計画で、今後そのフォローアップの具体的な方法等に関してはまた御相談させていただくというフェーズではございますが、一応計画というものが3月に策定されて、こういったことが記載されている。こういった指標でフォローアップをしていくことに今のところなっているということを御紹介させていただく次第でございます。以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

それでは、これまでの事務局の説明も参考としながら、本日は第1回目の部会となりますので、委員の皆様の自己紹介もかねて一人ずつ御意見や抱負などを賜ればと思っております。お一人5分使うと12人いらっしゃるので丸々60分かかってしまうので、ややそれより短めぐらいでお願いできたらと思います。

それでは、席の順で、吉本部会長代理は最後で、生駒委員からよろしくお願ひいたします。

【生駒委員】 御指名ありがとうございます。初参加で1番目ということで緊張しております。生駒芳子と申します。

私はもともとファッションの雑誌の編集者をしておりましたので、パリやミラノにファッションショーを見に行くような生活をしていたのですが、大きく言いますと8年前に伝統工芸に出会いまして、足元に眠る宝を何とかファッションやデザインやアートとつなげ日本から発信したいと思い、ここ8年ひた走ってまいりました。現在は我々の現代的な生活に合うモダンな伝統工芸のアイテムなどを見つけたり自分で開発をして、実はプロジェクトといいますか自分のブランドも作ってしまいましたので、そういう発信を始めています。

一方で、文化庁関係では日本遺産のプロデューサーという立場で全国を回らせていただいている。私、全国を回ることではここ2年本当に大変なことになっていまして、レクサスの匠（たくみ）プロジェクトのアドバイザーもしているものですから、47都道府県の匠（たくみ）の場に3人で回っていますので、3分の1ぐらいですが20か所ぐらい年間で回ります。いろいろとアイテムの開発のアドバイスをさせていただいたりしています。今回お話を頂きまして、文化芸術立国の実現というのはもう私にとりましては大変な追い風でございまして、万々歳で、文化でこれから日本は食べていくぞではないですが、そういう追い風のときが来たということで大変うれしく思っておりますし、文化芸術推進基本計画も大変力強い、心強いものがあるかと思います。

皆さんに配らせていただいたのですが、江戸小紋の展覧会を来週 17 日皮切りに表参道で行いますが、江戸小紋の染師ですね、新宿にある染工場の廣瀬さんの 100 周年を祝う企画なのですが、建築家の長坂常さんというブルーボトルコーヒーの空間をデザインされている方と組んでいただいて、まさしく伝統と革新、かつてない江戸小紋を作るぞと展覧会を企画いたしました。ということで、ファッションやアートをずっと見てきている私が今伝統工芸の世界と出会って、伝統と革新が今一番必要な時代に入っていると思っております。

そういう視点で全国を回り感じておりますのが、申し上げたいことの一つ目なのですが、まさしく最初に部会長様、河島さんがおっしゃったのですが、文化によってのまちづくりということが非常に必要というか現実的な時代に入ったかと。なぜなら、年間数十か所回っておりまして、何をすれば、どうすれば I ターン、U ターンが、あるいは人の流れができるかをよく聞かれるのですが、豊かな自然もあればおいしい食べ物もあるのですが、では何が足りないのかと言われたときに、私はやはり文化ではないかと思うのです。あまりに文化発信が大都会に集中し過ぎていて、地方にいるとできないようなそういう推移の差があったかと思うのですが、今とても変わりつつあると思うのです。

と申しますのは、直島の瀬戸内芸術祭などに行きますと、芸術祭が開催 3 回目ですかね、行われた結果何が起こったかというと、男木島という島に 30 人若者が移住したのです。どんな力をもってしても移住ってなかなか難しいところで、なぜかというとアーティストが住んでいるから、かっこいいアートをそこで見られたから何かができるんじゃないかと。文化力っていうのがすごく若者やそこに住んでいる方に希望を与える、そういうことではないか。大都会に行かなくてもそこにいておしゃれなカフェやおしゃれなアートに出会えるということがすごく地方創生につながるのではないかと実感しております。ですので、日本遺産自体が文化財の活用によって地域を活性化しようということが大きな目的としてあったと思うのですが、地方創生の施策と文化施策とかがどんどんつながっていくといいと思っております。それが一つですね。

あと、私、ファッションに関わってきて、例えばフランスですとファッションは国家産業です。政治家の皆さんが農業とファッションが国家産業なんだと宣言されている、それは非常に大きいことで、伝統工芸もフランスは大変大切にしていまして、観光庁と経済産業省のようなところと、若しくは文化庁のようなところが集まってフランスの伝統工芸を未来につなぐ、そういう組織を作ってしまっているのです。そういう形でやはり支えていく。日本だと、私が伝統工芸に関して感じるのが、商品としての伝統工芸は経済産業省さんで、人間国宝のような方に関しては文化庁さんが扱っていらっしゃる、ではその中間はどうなるんだといった新しい試みをするときに、やはり両者がつながるといいのかなと、少し縦割りになっているような、文化に関してもですね。ファッションもどちらかというと今のところ経産省のジャンルですよね、繊維産業課もありますし。何か文化庁でも是非ファッションを、一つの日本の大きな文化のエッセンスですので、取り扱っていただけることを御検討いただけだと良いかと思います。

あと、細かいことですが、私こういう事業に関わっていますと奨学金の問題ですとかもっともっとアップデートした、実際に国内外で活躍するアーティストの人たちとかが、細かいことを言えば交通費とかいろいろな機会に必要となる、そういうものに充当できるような、細かくアップデートできる奨学金の制度とかを是非開発していただけたら良いと思っています。

最後に一つだけ疑問で、これは皆さんの御意見をお伺いしたいのですが、私も様々な事業に関わっていると、デザイナーさんのデザインをする力とか企画料とかプロデュース料というのがなかなかポジショニングされていないように思うのです。ソフト料、ソフトって計れないのですが、時給ではなくてソフト料というものをどのように人の想像力とか、実際が起こっているイベントとかって全部それで成り立っているのですが、それがなかなか国の中だと推し量れないところがずっと私疑問というか、これをどう解決していくたらいいか私も少し分からぬのですが、是非皆さんの御意見もお伺いして、しっかりとそういういた実際に活動している人たちを支えていっていただける文化芸術立国になればと思っております。ありがとうございました。

【河島部会長】 ありがとうございました。

次に、石田委員、お願ひいたします。

【石田委員】 石田でございます。昨年に引き続きましてお世話になります。よろしくお願ひいたします。

最初に大変個人的なことなのですが、高校まで広島で過ごしております、この二、三日、生きた心地がしない、テレビのチャンネルも付けられないような状況です。今回の豪雨災害が起きたばかりで、あまりにも生々しく、すぐには何がと考えられないのですが、やはりこういうときに人間落ち着いた次に何が必要かというと、もちろん生活のインフラが整ってからですが、その次に気持ちを埋めるのは文化芸術の力ではないかと思っています。早くそういう状況を取り戻せますように皆様とともににお祈りしたいと思います。

自己紹介でございますが、私はオペラの研究をしております。オペラの研究をしているのですが作品研究はしておりません。評論もしません。何をしているかというと、実演芸術という一つ大きくくりの中の一つのジャンルである、オペラ制作や上演環境を研究することを通じてどのような状況が日本国内、それから海外に生まれているかということを研究しています。オペラということを一つの文化芸術と社会の結節点として捉えて、そこを通して様々な文化的な状況を捉えるという作業をしております。文化庁さんからこれは20年以上補助金を頂きました『日本のオペラ年鑑』という冊子を編纂（へんさん）してきました。

年間にオペラの上演が皆さん何回行われているか御存じでしょうか。完全な上演、形で行われているオペラの公演は約1,000公演以上あるのです。これは日本国内だけです。それがどういうことなのか見ていくと様々な現象が見えてまいります。そこには社会の様々な事件も関わってきますし、経済状況、政治的なこと、それから経営体としてのオペラ団

体や劇場ですとかそういうものの状況が見事に映し出されます。東日本大震災のように大きな災害が起きた年には、オペラ公演の活動は当然落ちます。上演回数が減るということです。それから、例えばリーマン・ショック。リーマン・ショックのようなことも回数の変化に影響があります。リーマン・ショックの年には減らない。2年後に減ります。

オペラの公演の状況を見れば見るほど様々なジャンルとの交流が見えてまいります。もちろん音楽としてのオペラですが演劇、美術、デザイン、それから映画、映像等、このジャンル間の交流が、活発に行われています。それからファッション、歴史的なこと、もちろん著作権も関わってきます。それから、大きくくりでると、フェスティバルですとか文化財。何で文化財、と思われるかもしれません、文化財として保存されている建物などがオペラの会場になるなんてことは国外ではとても多いです。日本でもこれから行われることが出てくると思います。それからまちづくり、観光、インバウンド、これもまさにオペラを通じて見えてくることです。そのようなことをふだん研究しております。

最近の事業としまして、例えば文化庁さんの施策に関係あることとしましては、本学でのオペラのアーカイブ整備があげられます。アーカイブを整備することによって何が行えるようになったかというと、研究活動において頼りにされることが増えてきました。ただ単に整える、単に探すということだけではなく、もう一つ大きな視点を持っていまして、これは日本語だけではなく英語でも整えたものですから、海外からのアクセスが非常に多くなってきています。こういったことを通じて、振興という言葉は使わないのかもしれません、文化に関する施策の総合的な推進をするために、アーカイブというのがどう活用できるかも実際にお示しできていると思っています。

それから、もう一つ。海外の状況を申し上げますと、今日、オペラで非常に活況を見せているのが実はアジアなのです。それも中東、それから東アジアです。私ども今年から文化庁さんからお金を頂きました、日本のオペラ作品を作る事業を始めました。この事業の先生は韓国です。韓国でもう4年前から始まっているオペラを創作するというプロジェクトがあります。その主催者の方を我々も先生としてお招きしまして、日本語でオペラを作るという事業を始めました。なぜなら、日本におけるオペラ作品創作活動の力が弱くなっているということを感じているからです。そういったことを行なながら、オペラに取り組むということをしております。中国の劇場との交流もしております。

本当に狭いルーツなのですが、そういうことを通じて様々な状況が見えてくるだけではなく、様々なジャンルとの交流を実際に日々行っているということで自己紹介とさせていただきます。課題に関しましては、また先生方の御意見を伺いながらと思いますので、次の方にバトンタッチいたしたいと思います。

【河島部会長】 ありがとうございました。

キャンベル委員、お願ひいたします。

【キャンベル委員】 ありがとうございます。皆さん、こんにちは。初めてこの会議に参加させていただきました。

最初に、三輪企画調整官が冒頭におっしゃいましたように、文化庁の当分といいましょうか、少なくとも今年度の大きなテーマが観光や外交や経済ですか、あるいは福祉・教育といった多方面の分野、あるいはそれに関わっている様々な機関との連携を深めながら、文化財を中心に活用を推進していくことが非常に重要なことで、私は活用を促すということが文化の多様性を高める、豊かな文化を担保するためには絶対に必要なことであると思っています。

その中で、文化政策について考えて提言をしていくということは、一方ではコンテンツそのものに最も近くクリエイターあるいは継承者に寄り添わなければならない立場、あるいはそれを常に中心に考えないといけない領域だと思っているわけです。そうしますと、先ほど河島部会長が言われたように、振り回されないように、つまりそれぞれ様々な社会の、先ほども資料にもありました、人口減少であったり過疎化、様々な地政学的な状況の中で、日本を元気付けていく、あるいは文化そのものを活性化していくためにそれぞれの領域のニーズを考えて活性化させていく。文化のコンテンツを少しずつ配置していくたり、配分していくたり、あるいは配慮をするということを期待されていると、ここだけではなくてほかの様々な会合で近年非常に意識をするわけです。

そのときに、連携ということを大切にしながら、しかし柔軟に今ではなくて目の前にある様々な、例えばインバウンドの状況でありますとか、外交的なテーマでありますとか、人材育成は多分普遍的なことだと思うのですが、それを置いておいて、目の前にあるテーマや課題ということとは別に、5年先、10年先、あるいは我々が少し見越せない将来にとって文化とは、それから日本列島の中で育まれ、あるいはこれからもゼロから作られるであろう文化を、どうやってサポートしていくのか、作っていくかという観点がとても重要だと思うのです。

とても抽象的な話をしているように自分にも聞こえるわけですが、多分ここが一番コンテンツのゼロ地点に近いところだと思います。観光庁や環境省、あるいは文部科学省、外務省、経済産業省、様々な会議に伺いますと、枠組みがあります。予算を要求し、それがある。コンテンツをどうするかになったときに、コンテンツをそこから募っていく、あるいは作っていく、あるいは探していくことになると思うので、それらに先んじてやはり文化庁の中ではしっかりと、「文化の番人」というのはとても響きは悪い言葉、閉鎖的な言葉に聞こえるかもしれません、それが悪ければ目利き、あるいは取りこぼし、全て公平に均質に文化が行きわたるということだけを考えずに、やはりサポートしていくべき文化、日本が今優位性を持っている分野、それから生駒さんがとてもいいことをおっしゃってくださったと思うのですが、継承性、伝統的な文化が考えられ、あるいは所掌される政府機関と、それが産業と結びついて振興されている機関あるいは省庁というものが今かなり、乖離（かいり）と言いましょうか、ハードルが、バリアがあるように私も感じるので、それを横断的に積極的に能動的に押していく強い主導性を持っていくことが、負託として我々にというか、本日1日目ですが、求められていることではないかと思います。

そこから自己紹介を交えて一言二言申し上げたいと思うのですが、私は日本の古典と近代の文学を専門にしております。立川にある大学共同利用機関国文学研究資料館という、もともと国立の機関ですが、法人化されて、今1,300年にわたる日本の生活と精神性というものを刻々と活写した資料をアーカイブし整備をし、それを全世界に共有することによって日本的人文科学、学術も文化も共有していく。それから進めていくということを目的とした機関しております。たくさんいろいろなことをやっているわけですが、言語文化が、もちろん芸能も言語文化の範疇（はんちゅう）に入るわけですが、芸能であるとか映像ですかとか造形性、ファンションも非常に造形に関わることだと思うのですが、そうではない日本語をベースとしたこと、文化というものがクール・ジャパンをはじめ様々な試みからかなり抜けがちなのです。そこからどういうストーリーであったり心性であったり、あるいは地球の状況に対する警鐘であったり、知恵というものがあるのかを、この文化庁の試み、様々なベースアップ、パワーアップしていると伺っているわけですので、そこはそれもここで是非積極的に、具体的に提案できれば大変有り難いと思います。

国文学研究資料館では昨年度から文化庁の共同事業の一つとして「ないじえる芸術共創ラボ」、「ないじえる」は我々の英語表記を日本語で発音すると「ないじえる」、NIJLになるわけですが、アーティストや翻訳家を複数招聘（しょうへい）して、私たちが持っている資源に触れながらどうやって新たな価値を創出できるかということを伴走して成果を出していくというプログラムを走らせてています。発信から交信へ、ソーシャルな文化枠組み、フレームワークというものを作ることにどうすれば良いのか。理系、技術にはあるが文系にはナビゲーション機能ですね、我々の様々な人文知を一般社会に、メディアに、他分野に広げていく棧橋になっていくような若手の人材というものが後れをとっています。そういう人材育成にもいろいろ取り組んでいく、あるいはそれについての提言をしていければいいと思っております。以上です。

【河島部会長】 ありがとうございました。

小林委員、お願ひいたします。

【小林委員】 東京大学の小林でございます。今回初めて参加をさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いします。

私、文学部に所属しているのですが、実は文学や文化の中身を研究してきたわけではございませんで、まさに文化政策や文化行政そのものを研究してまいりました。それで、具体的には先ほどたくさんのお説明を頂いたのですが、現在もこれをフォローしていくのが実際には精いっぱいというところがあって、近年には本当に文化庁さんを含めて内閣府の方もですが、積極的に文化を取り上げてくださることに驚きつつ、本当にそれをフォローしていくのが大変でした。

それらをどういうところに私が生かしているかというと、実際には様々な幾つかの地方自治体と一緒に、こういう動きができる前から文化振興条例を策定したり文化振興計画を策定するなどの仕事をずっと行ってきました。この間の急激な国の動きに対して地方自治

体は全く付いていけない状況ですし、先進的な地方自治体についてはそれでもフォローしていると思うのですが、一般的の、普通の地方自治体については、まだ文化と言えば生涯学習のレベルの話にとどまっていると言ってもいいと思います。例えば、劇場とか美術館を造ってみたが、それで芸術振興をするという発想もまだそれすらもないといつても過言ではない状況で、そういう中でもう国がこれだけのレベルアップをして走っていく中で、自治体の職員がどれだけこれを反対に実現していく駆動力になっていくのかについては大変心配をしているところがあります。

なぜなら、今までずっと関わってきて自分が一番気になってきたことは、文化行政を実施していく上で非常に人に依存した形で文化行政が進められてきたという現実があります。人に依存しているとはどういうことかというと、普通行政や公務員の方々というのは、人に依存しているというよりは制度の中でどなたがやっても基礎的な行政施策というのが行われていくのが一つの良さだと思うのですが、文化に関しては殊の外なぜかすばらしい人が来ないと全然推進されていかないような状況がありました。その中で人が変わってしまうと急に文化行政が止まってしまうということが結構起きていて、そういうことを目の当たりにすることが大変多かったのです。そういうことに直面しますとまた最初から文化や芸術の価値を理解していただくことを1年ぐらい説明して、2年目ぐらいでようやく分かってくださって、3年目何かできそうかなと思ったら異動していくようなことの繰り返しを少しいらいらしながら見てきたところがあります。

それで、今回国がとても積極的に動いている中で、自治体にも文化や芸術の価値を気付いてほしい。それでもう少し今までの発想を超えた形でやっていくためにどうすればいいのかを、国が旗を振っているだけでは動かない部分があると思いますので、どうすればもっと自治体レベルでも動けるようになれるのかを少し考えていただいたらと思っていますので、勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【河島部会長】 ありがとうございました。

柴田委員、よろしくお願ひします。

【柴田委員】 失礼いたします。柴田でございます。

まず、類を見ない5本の法律が制定されたということで、制定するまでの様々な御苦労は本当に大変だったろうと思います。文化庁の皆様にそれへの慰労と感謝の言葉を最初に述べさせていただきたいと思います。ありがとうございます。法律の制定後今後どうやって活用していくかは我々に課せられた課題だと思っております。しっかりと推進していくたいと思っております。

今年のキーワードは対話だと思っております。基本計画の表紙の裏ページに宮田長官が書かれております「対」という、「互いに向きあいこたえること」という御説明の言葉がありますが、まさにこの文化芸術推進基本計画につきましては、国民の方々、地域で活動されている文化活動者の方々、アーティストの方々、文化芸術に関する全ての方々と対話を重ねていくことが重要ではないかと思っております。そういう意味におきましては、

本日就任された河島部会長におかれましては、全国を飛び回っていただいて、国民との対話をしていただきたい、もちろん私たち委員も頑張らないといけないのですが、とにかくこの基本計画を国民の中に浸透させていくということが大変重要だと思っています。ですから、国民との対話、国レベル、委員レベルでの基本計画の浸透、それから特に地方自治体及びその職員の方々への理解と普及を進めていかないと、なかなかこの基本計画を前に進めていくことは国全体の底上げになっていかないのではないかと考えております。

また、本日文化庁の方から御説明を頂きまして、文化政策の転換点に私たちはいるのだという認識を新たにいたしました。2020年もさることながら、2025年には団塊の世代が後期高齢者になるということで、この年には社会保障費がぐっと増額をされまして、国家財政は大変なことになるだろうと予想しております。また、2060年には1人が1人を支えなければいけない社会の到来ということがありまして、人口減少や格差や子供の文化環境の急速な変化がありますとか、文化に従事する者的人材確保の安定化ありますとか、文化芸術だけでなくその文化芸術を取り巻く全体を眺めて国全体、社会全体の構造変化に伴う中での文化芸術の在り方、振興政策の在り方を考えることが必要なテーマであろうと思っております。

地方の問題です。中央と地域のタイムロス、物的なロスというものを是正していかなければいけないと思っています。地方自治の観点からの文化政策をどうするべきかをやはり地域コミュニティ、地方自治体と文化庁が一体化して進めていく必要があるのだろう。それから、将来のことを思うと、若者の文化政策への参加も非常に重要なテーマだと思っております。文化政策部会、文化審議会はある程度経験を経た委員のメンバーで構成されておりますが、10年先、20年先、我が国の文化政策を担っていく方々は若者たちであります。若者たちの意見を聞いて、若者たちがどうしたいのか、どうするべきなのかを若者たちに提言をしていただいて、それを私たちがフォローアップするということも必要なではないかと思っております。

加えて、政策の評価指標、この36の指標がありますが、それをどうやって具体的に評価していくのか、それから基本計画の中にある戦略6ですか、地域のプラットフォーム、これをどうしていくのか。人的な体制、それから財源の問題、そういうことをどうやって具体的に解決していくらいいのか。中長期的な課題が幾つか列挙されていると思います。それには常勤者の増が必要であるとか、芸術文化振興基金の在り方、助成制度の仕組みなど具体的にこの文化政策部会で検討していかなければいけないことだと思いますので、効率的に有効的にこの会議が進められることを希望します。

ふだんは地域での仕事が多く、劇場、音楽堂の方々、芸術団体の方々と正面から向き合って様々な議論をしながら仕事をさせていただいております。今後ますます地域の方々との対話を深めながら様々な文化政策を展開していきたいと思っております。よろしくどうぞお願ひいたします。

【河島部会長】 ありがとうございました。

鈴木委員、よろしくお願ひいたします。

【鈴木委員】 初めて参加させていただきます、国際障害者交流センタービッグ・アイの鈴木と申します。

ビッグ・アイがどういうところかを少しお話させていただきます。

私は舞台芸術を専門にやっていたのですが、2001年に厚生労働省が所管する国際障害者交流センタービッグ・アイがオープンいたしました。こちらは障害のある人もない人も一緒に文化芸術に触れることのできる福祉施設としてオープンしました。この仕事に関わることで、障害がある人が文化芸術に関わる様々なイベントなり公演に参加できる環境を作っていく必要がありました。障害のある人だから特別に何か障害のある方向けのプログラムを作っているわけではなくて、今あるコンサートや演劇などに、いかに障害のある方が参加できる環境を作っていくか。何か特別なプログラムをしてきたことはありません。障害のある人も、参加できる環境を少しずつ整備していました。その結果、今ではうちでの公演やワークショップなどの参加者は78%の方が障害のある方、若しくはサポートされるヘルパー、家族の方です。ビッグ・アイにとってはこの数字はとても喜ぶべき数字なのかもしれないですが、実際なぜこんなにパーセンテージが高いかといいますと、やはり御自身の住まわれている地域の文化施設や劇場にはなかなか行けない方がビッグ・アイに来られる。実際来られた方のアンケートを見ると、かなり遠方から2時間、3時間かけて公演を見に来る。これは障害のある方の人口の割合で行くと6%ですのでかなり異常な数字です。

今、文化振興の中では多様性であり社会包摶がうたわれるようになって、いろいろな劇場、民間も含めてこういった環境づくりをされるようになってきました。今の時代は文化振興における社会包摶を広げるチャンスだと思っております。ただ、こういった環境づくりができる専門性のある人がなかなかいなくて、これは単純に舞台の仕事をしている専門性だけではなくて、障害の特性の分かる方、そういうノウハウのある方といかに一緒に連携してやっていくかが必要だと感じています。

2020年までいろいろ大きなフェスティバルがたくさん出てくるかと思います。これは一つインパクトある文化施策だとは思うのですが、そういったフェスティバルにいかに多くの方が参加できる環境を作っていくか、こういったことも同時にやっていくことが2020以降に残していくものではないかと思っています。環境作りができる人、環境の整った場所、こういったものをいかに多く作っていくことが多様な人が文化芸術を享受できる社会につながっていくのだと思います。そういったことをここでも議論させていただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

【河島部会長】 ありがとうございました。

林委員、お願いいたします。

【林委員】 私も初めて参加させていただきます。こういった文化芸術に関する委員は初めてなので、本当に皆様の意見を勉強になるなと思いながら聞いていました。私自身は

恐らく少し異質かと思うのが、どちらかというとビジネスやテクノロジーの領域をバックグラウンドにしています。実際に私自身がクリエイティブの力と技術を組み合わせてどうやって新しい価値を社会に生み出していくか、企業の新規事業であったり地域の開発であったり、あるいは芸術祭というものがどうテクノロジーを活用するともっと幅広く人を巻き込むことができるのか、そういったような取組をしている会社です。世界に 3 か所拠点を持って 150 人ぐらいで活動しています。また、その技術というものが表現の可能性をどう広げるのかという試みでは、デジタルの力が作るというプロセスを変えるという意味で、ファブリケーションとアートを組み合わせた FabCafe というものを世界初日本で立ち上げ、現在世界 11 か所まで展開していきながら、世界がネットでつながっていく時代の創造活動とはどういうものになるのか。それが芸術活動だけではなくて産業にもどういう影響を与えるのかなんていうことを私自身取り組んでおります。

この活動の中で特に私が勉強させていただきたいと思っているのは、3 年前から飛騨で林業を始めています。ただ、林業というと産業のようなのですが、きっかけは日本の 150 年の日本家屋がもう使われなくて駄目になりそうで駐車場にするというもの。一度駐車場にすると町並みは二度と戻らない。そういうものをどうやって維持していくのかというときに、助成だけではなくてどうやってそこに地元の文化を融合した産業を創ることができるかという形でヒダクマは取り組んでいます。なので、毎年世界から 400 名近い建築とか日本の文化に興味ある方たちを招いて、その方たちと木工のプログラムを提供したり、木工も組木を単にやってくださいといつてもできないのですが、今の若い人たちが使うコンピュータの中に組木の構造を 3D で作り、大工に教わらなくても自分でまずは何かを作ってみることができるというきっかけから大工の手仕事により興味を持つてもらうという形で、第三セクターを作つて地域とビジネスが結びついたときに何ができるかという活動をさせてもらっています。なので、今回もこの審議会を通じて、文化がテクノロジーによってどう変わっていくか、特に AI の時代に社会はどんどん統一化されていく、統合化、コンバージェンスと言われる世界が全部一緒になっていくという流れと、世界がどんどん多様になっていくという両方の流れが生まれてくる中で、文化というのは人が生きているということにほかならないので、そのテクノロジーを利用したダイバージェンスをどう維持していくかという議論に加われたらと思っています。よろしくお願ひいたします。

【河島部会長】 ありがとうございました。

このペースでいくとやや時間を押していき、何分かは過ぎるかもしれませんのがよろしいでしょうか。お時間がある方は退席していただいて結構ですが、やや短めによろしくお願いいたします。

日比野委員。

【日比野委員】 文化の、今まで各委員から出てきた言葉の中で、例えば地方や地域という話、あと高齢者とか若年層とか年齢の話が出てきました。僕、最近芸術や文化の魅力の一つが場所に捉われない、時間や時代に捉われないというものなのではないかと少し思

っています。それに気が付くきっかけになったのが、TURN プロジェクトで南米や国外の福祉施設にアーティストが交流するというプロジェクトの中で、結構海外にいてもあれ、これ日本と同じ状況だと思うことがあります。必ず地方、地域に行くと地域性というのがある。南米に行くと南米らしさ、音楽も美術も一見あつたりするのですが、いわゆる福祉施設というか福祉施設を根本的な人間の魅力を持っている、あまり情報に左右されない人々の集まるところというようにみなしたときに、あまり地域性って感じられないですね。

どうしても僕たち美術の教育で文化は、例えシルクロードみたいにヨーロッパからアジアに来ると、だんだん少しずつ地域の地形とかに合わさったものが形作られてくる。それが伝統的な地域に携わってきた文化と教わってくる。時代によってもメディアで変わってくる、産業が変わるとアートも変わってくるというような教育を受けてしまっているので、文化というものは地域性がある、芸術というのは時代性があると教わってしまってはいるが、根本的に芸術文化というのは、やはり人に寄り添うとか人にあるところなので、一人一人の 70 億人地球上にいたら 70 億通りの芸術文化があつていい。その 70 億人はアジアに住んでいる人はアジア人と呼ばれる。それで、今住んでいる人は 21 世紀に生まれた人と言われるが、もっと言えば人類が始まってから何億人の、要は今地球上にいるのは 70 億人ですが、累計とんでもない数字の人間が今まで生まされて死んでいったと思うのですが、その人間の数だけ芸術文化があるのだと考えられると思うのです。太古の絵画のアルタミラの絵を見て、すごいなと感動してしまう。実際に洞窟に行って絵を見ていいなと思う。では 1 万 5,000 年、2 万年間美術って進化していないのかと思ってしまうぐらい、やはり芸術文化には一人一人の魅力があるところが最もの特性だと思うのです。

だから、そういうときにあまりここで、当然この条例の中では地域、地方、そして今の時代、将来という時間や場所に捉われた、これはどうしてそうなるかというと、やはりどうしても行政とかの中での文化戦略だからそうなると思うのですが、本来の芸術文化というものは地域性や時代性を飛び越えた、本当に根本的なところにあるのだというそんな魅力というか特性を、国民みんなにそうだよね、芸術文化ってそういうものだよねと意識すると、地域や時代というものをもっと軽く超えられるような対話ができるのではないかと思ったらしました。

【河島部会長】 ありがとうございました。

本郷委員、よろしくお願ひいたします。

【本郷委員】 東京藝大の美術学部で教員をしております。この会議には昨年から参加しています。

簡略に思うところを発言させていただきます。今本当に人々は豊かなのかという問題があると思います。文化施策について去年様々な議論を聞いた中で思ったことは、文化の高みを目指すと裾野が広がるという考え方があるように思いました。しかしそうではなくて、裾野を広げることによって高みが生まれるという考え方もある。常々どうなのだろうと思いつながら 1 年間過ごさせていただきました。

それからもう一点は、教育の観点からお話しさせていただきますと、文部科学省の中にも初等中等教育局の子供たちの学校教育という問題と、また生涯学習政策局で取り組んでいる生涯の学びというような考え方があります。こうしたものがこれから文化庁の施策の中でどうつながっていくのか。これは大切な課題だとは思っています。何かいい形で文化庁が中心になってつなげていただけたらと思います。これは私の考え方ですが、今日本は義務教育課程の中に芸術教科、例えば美術や音楽がありますが、そうした義務教育課程の芸術教科が日本の文化を支えているのだということを忘れていたように思います。今まで教育は教育、文化は文化というように、教育と文化が何か乖離（かいり）していたように思います。それを今回文化庁でこういう形で一本化されるということは大変いい展開ができるのではないかということで期待しているところです。学校教育の現場、また特別支援学校の現場では、芸術教科は厳しい状況にあると聞いております。この辺を文化庁がどのように応援できるのかは大変大きな課題だと思いますので、何かいい形が見いだせたらと思つて参加させていただいている。以上です。

【河島部会長】 ありがとうございました。

村治委員、よろしくお願ひします。

【村治委員】 初めて参加させていただきます。これからよろしくお願ひします。

自己紹介ということですのでお話しさせていただきますと、本郷委員のいつもおられる東京藝大がある台東区で生まれました。父親がギターの教師だったので自然とヨーロッパ生まれであるギターを本当に普通に、御飯を食べるのと同じように始めました。そしてその後、現在よりは日本の音楽大学にギター科があるところが少なかつたので、高校を卒業したら自然な流れでフランスに留学して、そのときに日比野委員とお会いしたことありました。様々な経験を重ね、今は日本をベースに活動しています。今本当に私自身の活動に関して言うと、とても充実しているなと思わせていただいている、ここ最近でも国立能楽堂でちょうど平清盛の生誕 900 年記念ということで、野村萬斎さんが朗読をされ、そして私もギター、エレキギターなども弾（ひ）いて宇宙観を出すような音楽、そういう活動をしたりですか、あと、ギターを離れても伊藤園さんの「おーいお茶」の新俳句大賞の審査員をさせていただいたりしています。ギター音楽が柱にありながらも様々な活動をさせていただいている。そういうときにふだんはムーミンの世界で言うとスナフキン、そして女寅さん的な感じで自由にギターを持って気ままに活動しているのですが、このような会に参加させていただくことによって、また日頃の自分の活動から感じていることをお話しさせていただく機会を頂けたなと思って感謝しております。

活動していると、先ほど小林委員が地方にコンサートホールを造っても芸術振興していく意識がない人が多いとおっしゃっていましたが、本当にこんな自然の中にこんなすばらしいホールがあるんだなと思ったことは何度もありました。そういうところはふだんピアノの発表会使用がほとんどで使われていない日もたくさんあるのですと言われたことを覚えています。今後はもっとホールを活用していくようにしていくにはどうしたらいいの

か考えればいいかなと思いますし、あと、演奏者とか表現者を育てるだけではなくて、鑑賞者をどうやってたくさん発掘していくか。やはり小さな頃からいろいろなものを見たら高いレベルで鑑賞できるようになりますよね。そういう人たちの存在で表現者も意識的により良くなろうという、お互い相互関係で長く良い関係を続けていくのも理想かなと思います。そのような考えをこの会を通じて深めていけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

【河島部会長】 ありがとうございます。

山出委員、よろしくお願ひします。

【山出委員】 BEPPU PROJECT の山出です。よろしくお願ひします。政策部会はたしか3年目ですね。特に去年、一昨年と結構この会は忙しくて、去年僕はワーキング・グループも入れたら年間に20回以上この会に参加していると思うのですが、そのくらいこの2年間かなり様々なことが動いたなと改めて今感じています。今年1年間それをゆっくりフォローアップもしていきながら、また重要な点というのはせっかく基本計画までできているので、これを努力目標として全国の自治体が進めていくことになりますよね。その中で、うちの県や様々な経済関係者の皆さんと話していく中で疑問が出てきました。自己紹介よりも先にそれを聞きたいのですが、文化芸術基本法ができる基本計画ができ、地方文化芸術推進基本計画を策定するように努力義務化している。同じように、障害者文化芸術活動推進法だったかができるいくという中で、障害者による文化芸術活動を推進する法律ができるとき、今後基本計画が作られるということですね。これは厚労省でやられるんですか。

【江崎芸術文化課長】 これは文化庁と厚生労働省と両方でやります。

【山出委員】 両方でやる。それを地方自治体が進めていく形になるんですよね。そのときに、自治体は総合的に計画を策定していくのかどうかを現場というか、僕も基本計画や総合計画に入っているので少しその辺が疑問で、この辺りをどう進めるかというのは自治体レベルに落とし込んでいくときには少し重要な点かと感じています。つまり、どうしても縦割りになりやすいので、それで横串になっていくのが今回、去年、一昨年、経産省や様々な省庁からこの会にも入っていただいて共に考えていただきましたが、それで進めていくのが重要だと感じています。

後先になりましたが、少し簡単に自己紹介をすると、BEPPU PROJECT というNPOの代表をしています。今年は国民文化祭というものが大分県でありますので、それとともに障害者芸術文化界もあります。鈴木さん、関わっていただいているよね。

【鈴木委員】 はい。

【山出委員】 僕はその国民文化祭全体のアドバイザーにもなっていて、障害者芸術文化祭の方の企画ディレクターもしているので全体に関わっているのですが、なかなか従来の国民文化祭のような在り方だとやはり所管するというか担当していくのが教育委員会になってくるので、そこをもう少しどうしても超えたかったので、全体のテーマとしてカルチャーツーリズムみたいな言葉も使いながら、できるだけ市長部局の中に担当を作つて教

育委員会と連携していくということを狙っていきましたが、それでも 18 市町村でそうやってくれているのは半分だけです。まだまだやはり道は少し遠いなと思いながら今日々活動をしています。

別府でも国民文化祭の中で事業をしていきます。アニッシュ・カプーア IN 別府というのを開催しますので、10月6日から11月25日、51日間、皆さんお待ちしておりますので、是非お越しください。以上です。ありがとうございました。

【河島部会長】 ありがとうございました。

お待たせいたしました。吉本さん、よろしくお願ひします。

【吉本部会長代理】 私は民間の研究所にいまして、文化政策に関する研究、それからもう少し現場寄りの仕事もしています。それで、自己紹介させていただきますと、文化の分野の最初の仕事は、世田谷パブリックシアターの基本構想調査、プランニングの仕事で、1985年のことでした。ですから、もう33年もたつていて、この間私還暦になったのですが、年を取るはずだと思いました。

劇場計画のようなことから始めて、今では文化政策の調査研究も幅広くやっています。こちらの政策部会はたしか2004年から参加させていただいて、途中3年ぐらいブランクがありますが、多分十四、五年になるのかという気がしています。ですから、基本的な方針の2次、3次、4次、それから基本計画の作成をお手伝いさせていただきました。ですから、過去の様々な経緯等も含めてこの部会では何か貢献ができるかと思っております。

そして、本日様々な御説明を頂いて、何となく私も大体の情報は把握していたのですが、本当に文化庁というか文化政策が大きく変わりつつあると改めて実感しました。幾つか質問とコメント等があります。まず芸術教育が文化庁に移ったということでこれも大変大きいことだと思うのですが、資料を拝見すると基準の設定に関する事務が文化庁に移ったとあります。この基準の設定に関する事務というのは具体的にどんなことを指すのか。いわゆる教育指導要領のようなものを文化庁で作るのか、あるいはもっと踏み込んで、例えば小学校には図工の先生と音楽の先生以外に必ずアーティスト1人を置くべきだとか、何かそういう提案までできるのかどうか。それが1点目です。

2点目は文化財が教育委員会から市長部局に移るというのはこれも非常に大きな転換だと思うのですが、博物館の所管も文化庁に移る。そうなると、地方自治体もその辺の動きを見て、従来教育委員会にあった博物館や文化財の全てを市長部局でトータルでできるようになるのは大変大きな変化だと思いますので、地方自治体の文化基本計画を作るときにその辺も是非推進できればいいのかなと思いました。

それから、障害者アートに関しては、文化庁・厚生労働省共同でということですが、資料を見ると会議には経産省も入っていて、立場が違うと全然見方が違ってしまうんだろうというのが気になっています。例えば、厚労省さんであれば障害者福祉の施策でそれをどう推進するかというようになりそうだし、経産省から見ると、少し失礼な言い方かもしれないのですが、障害者アートをどうやって海外に売り込むかみたいな話になりそうですし。

けれど、文化庁はやはり文化政策として障害者のアートをどうするかが重要なので、そこは協働しながらになると思うのですが、是非文化に軸足を置いた検討をしてほしいなと思いました。

それともう一つは、日本博 2020 ということで、これももう 2 年しかないので準備が相当大変だろうということと、オリンピックに関しては内閣官房と文化庁の beyond2020 というのがあり組織委員会の文化オリンピアードがあり、東京都は Tokyo Tokyo FESTIVAL ということで、それぞれが推進している状況です。これはオリンピックのスポンサーとの関係に起因する部分が多いと思うのですが、その辺どうやってトータルに集約するのか、日本博はどのような位置づけで行われるのかが気になったところです。

そして、政策部会は基本計画のフォローアップということで指標がいろいろ示されました、何かこの指標がこうなったから達成しましたということを部会でやってあまり生産的な会議にはなりにくいと思いますので、何かテーマを設けてやった方がいい気がします。例えば、芸術教育のことについてここで議論するとか、障害者アートについてここで議論するとか、あるいは国際芸術祭でしたか、大きな動きがあった政策やテーマを、本日ははこの二つりますとか、それでほかにも会議を作られると思うので、そこと連携しながらここでもそういう議論をした方が良いような気がします。この計画のフォローアップを 1 年目からやるというのは何かあまり生産的ではないのではないかと思いました。最後のところは提案ですが、以上です。

【河島部会長】 ありがとうございました。

後半、追い上げたようで申し訳ありませんが、皆様に御協力いただいたおかげで、大変様々な角度から様々な御意見等、抱負等を伺えていい会議になったと思います。

特にまとめるということではありませんが、今後のこの部会としての、具体的にはこの計画のフォローアップという言葉を使って本日は御説明いただいているが、これは内容的には政策評価ということとして、もう少し本格的にこれはこれできちんとやる必要があるかと思います。この指標が適切であるかという点については、多分皆さん大変議論がありそうな気がします。

あと、最後におっしゃった、もう少しテーマ性を設けた会議というのが必要だと、それは全くそのとおりだと思います。あともう一つ、この部会として具体的にやるべきことかと思ったのが、部会というか基本計画絡みの、割とすぐに取り掛かるべきこととしては、地方自治体との連携というか地方自治体等への周知と、どうやってうまくやっていくのか。地方自治体の文化行政に対して文化庁があれこれ指示を出す立場にはないとは思いますが、地方自治体の方としてはもっと知りたいと思っていることも多いかと思います。また、サポートが必要な部分というのはあるように、本日皆さんのお話を伺っていて思いました。今日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。

特に皆様からこの場で今のうちにということがないようでしたら、予定の時刻となりましたので、閉会とさせていただきたいと思います。次回以降も本日のように活発な御審議

を賜りたく、皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、最後に事務局から連絡事項をお知らせいただけますでしょうか。

【三輪企画調整官】 先ほど吉本委員からの御質問、後ほど御説明に伺います。一応芸術教育に関しては一義的には指導要領に関する事務が移管されますが、当然それに付隨して様々な議論もすることになってくると思います。

それでは、本日はお忙しいところ本当に長時間の議論に御出席いただきましてありがとうございました。次回の日程につきましては、今後改めて事務局から連絡をさせていただきます。

【河島部会長】 ありがとうございました。

——了——